

大阪府立大学工業高等専門学校 障がい学生支援実施要領

平成 31 年 4 月 1 日

(支援対象学生の報告)

第 1 条 教職員は、障がいのため支援を必要とする学生本人又はその保護者から支援の要請を受けたとき又は支援が必要と思われる学生を確認したときは、速やかに学生担当副校長に報告するものとする。

(委員会による支援計画の策定)

第 2 条 学生担当副校長は、前条の報告を受けたときは、当該学生の担任と（専攻科にあつては専攻科担任。以下同じ。）、保護者及び学生本人にヒアリングを行い、障がいの内容及び支援要望の内容について把握するものとする。

2 担任は、前項のヒアリング結果に基づき、「支援要請等のまとめ」を作成し、学生担当副校長に提出するとともに、要旨を校長に報告する。

3 学生担当副校長は、校長に対して、当該学生の支援に関係する教職員の中から、必要と認める者を障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）の委員に指名するよう要請し、校長は、速やかに委員の指名を行う。

4 委員会では、担任からの報告に基づき、支援の必要性や具体的な支援内容について審議し、支援が必要と判断したときは、支援計画を策定する。

5 前項の支援計画の策定に当たっては、学生本人及び保護者の意向を十分に尊重するとともに、策定した支援計画の内容について、学生担当副校長は学生本人及び保護者へ説明するものとする。

6 委員長は、委員会の審議状況及び策定した支援計画の内容について、随時、校長へ報告するものとする。

(支援チームによる支援)

第 3 条 支援の実施に当たっては、委員会の下に、対象学生ごとに委員長を中心とした障がい学生支援チームを編成する。

2 支援チームの構成員は、委員長と該当学生の担任で協議して決めるものとする。

3 支援チームは委員会で決定された支援計画を実施し、その実施状況を委員会へ報告するものとする。

(月例報告の作成と支援内容の見直し)

第 4 条 担任は、対象学生の様子を「月例報告」として、委員会へ報告し、支援内容について、必要な見直しを行うものとする。

なお、委員会の資料は、学務課において、対象学生ごとに一括して管理し、当該学生が本校に在籍しなくなった後も 1 年間保管するものとする。

(支援に当たっての基本姿勢)

第 5 条 学生又は保護者から支援について要望があつたときは、当該学生の担任と委員長は学生本人及び保護者と速やかに懇談をもち、支援内容を把握するなど、共通理解を深めることにより、保護者との信頼関係を構築するように努めることとする。

(修学支援の内容)

第 6 条 修学支援の内容は、概ね次表に掲げるとおりとし、関係する委員会などと連携して、効果的な支援に努めるものとする。

区分		支援内容
教育課程に関わる支援	補講などの特別支援の実施	個々の障がい特性に応じた適切な支援が必要であり、本人及び保護者の要望等を十分確認したうえで、実施するものとする。具体的には、履修計画の作成支援、スケジュール管理の支援、補講の実施などが考えられる。
	進級及び卒業	対象学生の成績評価は、通常の学生と区別することはない。成績評価のために各科目の達成目標を変更することはない。ただし、学習や定期試験に当たっては、障がいに起因する修学の困難さを軽減するための支援策を実施するものとする。
学生生活に関わる支援		学生生活における支援対象学生への支援としては、主に身体的な障がいからくる困難さを克服できるように、生活指導一般の配慮を実施するものとする。
進学就職等の進路選択に関わる支援		進路選択に当たっては、所属コースと連携して、キャリア教育支援室の協力のもと、適切な支援を実施するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 障がい学生の支援に関しては、医療、福祉、労働関係の諸機関との連携が必要な場合もある。これらの機関と連携する場合は、学生本人及び保護者の理解を十分得て進めることとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。